

江戸川区の介護・障害福祉サービス事業所で働いている方へ

10

支給
万円します！

- 区内の介護または、障害福祉サービス事業所で働く常勤の介護・福祉職員
- 平成30年4月1日～平成31年3月31日に採用され同じ事業所で継続して働いている
- 過去に、この事業による支給を受けていない

3つの要件を全て満たす方は**5月31日**(火)までに申し込みを！

STEP 1

必要な書類を揃える

- ①申請書（第1号様式）
- ②就労証明書（第2号様式）
- ③雇用契約書の写し



STEP 2

区役所に提出する

4月18日(月)から受付可能！
当てはまる職員分を事業所単位で
取りまとめてください。

※詳しくはこちら → <https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp>

お問い合わせ・お申込み先

▶ 介護事業所 … 介護保険課事業者調整係（区役所2階2番） ☎03-5662-0032

▶ 障害福祉事業所 … 障害者福祉課事業者支援係（区役所2階1番） ☎03-5662-0712

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 午前8時30分～午後5時まで（土日祝日除く）

